

原議保存期間 10年
(平成41年3月31日まで)

最高検総第190号
平成30年9月20日

最高検察庁職員各位

事務局長 山口博之
(公印省略)

行政文書への原議保存期間等の表示について（通知）

原議保存期間の表示については、最高検察庁行政文書取扱規則（平成27年最高検訓第3号検事総長訓令）第17条に規定されているところ、行政文書の管理を一層適正に行うため、下記のとおり表示することとしたので通知します。

なお、平成26年12月24日付け総務課長及び企画調査課長事務連絡「行政文書への原議保存期間の表示について」は、本月30日をもって廃止します。

記

1 開始日

平成30年10月1日

2 対象文書

当庁職員又は他の検察庁に施行する行政文書

3 表示方法

以下の例のとおり、当該行政文書の右上部に、原議保存期間、保存期間満了日（西暦表示）、原議を作成・保存している課室名を表示する。

なお、行政文書の発出日については、元号表示とする。

(例1)

原議保存期間 ○年
(20××年×月×日まで)
総務課

(例2)

原議保存期間 1年未満
総務課